

酒田市公益活動推進のための基本方針

平成30年4月

山形県酒田市

酒田市公益活動推進のための基本方針

目 次

1	基本方針策定の目的	1
2	公益活動の意義、協働の効果	2
	(1) 公益活動の意義等	
	(2) 協働の効果	
	(3) 公益活動をめぐる現状と課題	
3	基本的な考え方	4
	(1) 協働推進の基本的な考え方	
	(2) 協働の領域	
	(3) 協働の形態	
4	基本的な施策	6
	(1) 課題を解決するための施策	
	(2) 酒田市ボランティア・公益活動センターの設置と充実強化	
	(3) 酒田市ボランティア・公益活動推進委員会の設置	

1 基本方針策定の目的

私たちのまち酒田は、公益の祖といわれる本間光丘をはじめとする先人たちが、砂防林の植林や街並み整備に尽力し、地域社会の安定と繁栄をもたらした地域特性を有します。また、古くから自治会などの地縁型組織において、地域住民が相互扶助的に地域課題解決に取り組んできました。個人やグループ等がボランティア活動や公益活動を様々な分野で活発に行っており、多くの事業者も社会貢献活動に取り組んでいます。

さらにこの地に、平成13年、公益を学問領域とする東北公益文科大学が開学し、公益学の発信地として、新たなまちづくりの歴史をつくろうとしています。

現在のまちづくりをめぐる環境は、人口減少、少子高齢化の進行、市町合併による財政措置の特例縮小など、年々厳しさを増しています。今後も様々な課題が待ち受けるとされる社会情勢の中で、平成30年度からの総合計画(2018年度から2027年度)では、市、市民、市民活動団体、事業者など多様な主体が対等な立場で共に力を合わせて、明るい未来あるまちづくりを進めていくことを掲げています。

また、議員発議により平成20年4月1日に「酒田市公益のまちづくり条例（以下「市条例」という。）」が施行、平成30年4月1日に一部改正されました。

この改正後の条例では、公益活動を個人も含む活動と定義し、『市民、公益活動団体、事業者、地域コミュニティ及び市が、それぞれの役割を担いながら、「協働」を基本に主体性をもってまちづくりに参画することが「自治」の本来のあるべき姿として認識し、公益活動の自発性、自主性、自立性を尊重し、協働のまちづくりを推進し、将来にわたって市民が誇りの持てる酒田市をつくる』としています。

すでに本市では、さまざまな施策分野で市民と行政との協働が行われていますが、より広範な施策分野で市民と行政との協働を推進するためには、本市が市民との協働をどのように取り組むかについての基本的な考え方を明らかにする必要があります。

この基本方針は、市総合計画と市条例を踏まえ、公益活動の意義や協働の効果、協働の基本的な考え方を示し、基本的な施策を掲げ、総合的に公益活動を推進することを目的として定めるものです。

2 公益活動の意義、協働の効果

(1) 公益活動の意義等

ア 公益活動の意義

市民及び公益活動団体等の活動には次のような社会的な意義があると考えます。

- ① 市民の多様なニーズに先駆的かつ迅速、柔軟に対応し、多様なサービスを提供することができます。
- ② 公益活動の広がりにより、社会的課題を市民自ら解決する市民自治型社会が形成されます。
- ③ 地域コミュニティが、地域の様々な課題に取り組むとともに、それぞれの特性を活かして連携・協力することにより、安全安心で住みよい地域づくりにつながり、より一層の地域の活性化が図られます。
- ④ 市民の社会参加を通じて、地域における新たな自己実現や社会貢献、交流の場を創出することができます。

イ 市民とは

市内に居住する者、市内の事業所に勤務する者及び市内の学校に在学する者

ウ 公益活動とは

市内で公益のまちづくりに関する活動を自主的かつ自発的に行う活動で、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる活動。ただし、次に掲げるものを除きます。

- ① 営利又は特定の個人等の利益を追求することを目的とする活動
- ② 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- ③ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- ④ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- ⑤ 公益を害するおそれのある活動

エ 公益活動団体とは

ウに定める公益活動を行うことを主目的として、継続性を持つ団体

オ 事業者とは

営利を目的とする事業を行う個人又は法人

カ 地域コミュニティとは

地域課題を自ら解決しようとする地縁に基づく自治組織及び一定区域における総合的な自治組織

キ 協働とは

市民、公益活動団体、事業者、地域コミュニティ及び市が対等な立場で知恵を出し

合い、協力して地域の公益に貢献すること

ク 公益とは

現在及び未来における不特定多数の者の利益、その他地域及び社会の利益

(2) 協働の効果

市民及び公益活動団体等と行政が協働したとき、次のような効果が期待されます。

ア 市民にとっての効果

ニーズにあったサービスの享受、サービスの選択肢の拡大が期待できます。また、一市民として公益活動に参加することを通して、個々に活動していたときより、心の豊かさや充実感を実感できるようになります。

イ 公益活動団体にとっての効果

様々な側面で活動基盤が安定し、団体やその活動に対する社会的認知度が向上することが期待できます。

ウ 事業者にとっての効果

公益活動とつながりが深まることによって、事業者への信頼やイメージアップにつながるといった側面ばかりでなく、さらなる地域ネットワークの強化などが期待できます。

エ 行政にとっての効果

多様な主体との協働により、複雑、多様化する市民ニーズにより柔軟かつ迅速な対応をしていくことに大きな効果があります。

(3) 公益活動をめぐる現状と課題

平成 29 年 5 月現在、酒田市で活動している NPO 法人、公益活動団体、ボランティア団体等 146 団体を対象にアンケート調査を行ったところ、回答いただいた 74 団体の平均的な活動の現状や課題、認識についての概要は次のようになっています。

会員は 50 人未満で、年代的には 50、60 歳代が中心で、50 万円以下の財政規模の団体が多い状況です。また酒田市を主な活動範囲としており、活動場所としては主に公共施設や福祉施設などを利用しています。

抱えている問題や課題としては、スタッフや会員等の人材不足、高齢化、中核スタッフの育成等人材に関する事、資金援助に関する事、安定した活動拠点を求めていること、PR が効果的にできない等情報の収集や発信に関する事などに悩みを抱えています。また困ったときの相談先として行政をあげている団体が多いことから、市職員が「協働」について理解促進するよう努めていく必要があります。

さらに、これから公益活動を行いたいという個人の公益活動意識の芽生えを大切にしてい

3 基本的な考え方

「市民にとってよりよい社会」を実現するという点では、市民や公益活動団体等と行政の目的は基本的に同じであり、お互いの長所・短所を補っていくことが重要です。そのため、協働を推進していくにあたっては、次の基本的な考え方により行われる必要があります。

(1) 協働推進の基本的な考え方

ア 目的・課題を共有していること

互いの役割と組織の特性を踏まえ、目的・課題を共有しながら役割分担をします。

イ 対等であること

それぞれの特性を理解したうえで、対等かつ自由な立場であることを前提とします。

ウ 自主性の尊重

市民及び公益活動団体等の持つ特性が十分発揮できるよう自主性を尊重します。

エ 公開・機会平等

協働の相手方等に対する選考基準の明確化に努め、公募の活用など公開、機会平等を基本とします。

オ 期限の明確化

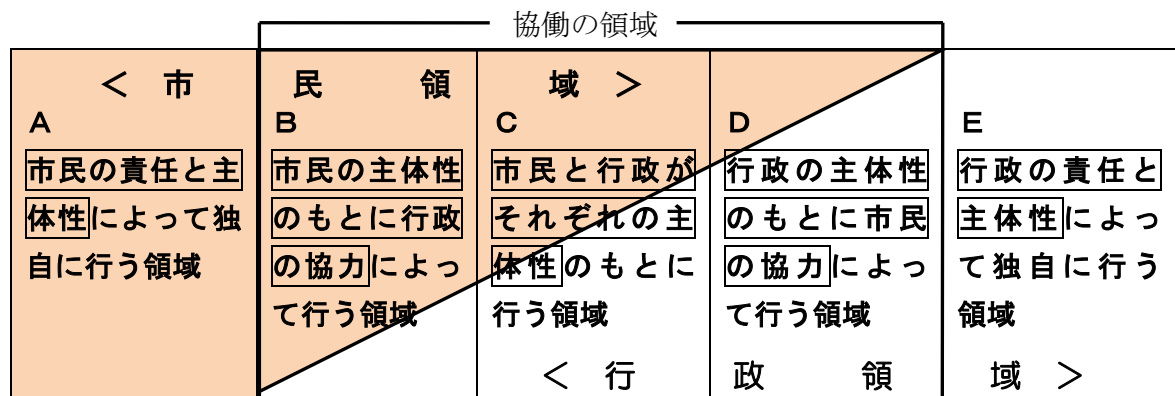
目的達成、事業完了したときなど、協働の目的に対する到達点をあらかじめ決めておきます。

(2) 協働の領域

一般的に、市民の役割、行政の役割の領域は次の5つに分けられ、説明されています。

- A: 市民の責任と主体性によって独自に行う領域
- B: 市民の主体性のもとに行政の協力によって行う領域
- C: 市民と行政がそれぞれの主体性のもとに行う領域
- D: 行政の主体性のもとに市民の協力によって行う領域
- E: 行政の責任と主体性によって独自に行う領域

図2 公益活動団体と行政の協働の領域



このうちB、C、Dの領域においては市民と行政の活動領域が重なり合い協働する部分であり、それぞれの特性を活かして協働するためには、互いの役割を把握し、協働の形態にあわせた双方の合意が必要となります。

(3) 協働の形態

ここでは、市民及び公益活動団体等と行政との協働の9つの形態を掲載しますが、協働の形態には、市民と市民、市民と公益活動団体等様々な形態があります。これらのそれぞれの協働を推進することが、住みよいまちづくりにつながっていきます。

ア 政策提言

行政施策に対し独自の企画や代替案を提案する形態

イ 事業協力・協定

一定期間、継続的な関係のもとで協力した取り組みを行う形態

ウ 委託

行政が公益活動団体等に業務の実施を委ねる形態

エ 補助・助成

公益上必要であると認められる場合に、行政がその資金の一部を提供する形態

オ 共催

共に事業主体となって、短期間の取り組みを行う形態

カ 後援

行政が後援という形式で名前を連ねる形態。逆の場合もあります

キ 実行委員会・協議会

対等な立場で構成された実行委員会等が事業主体となって取り組みを行う形態

ク 財産の活用

双方が所有する施設や物品などを互いに提供し合う形態

ケ 情報提供・情報交換

提案や意見、市民ニーズ等の情報を得ることや、相互に情報交換する形態

4 基本的な施策

公益活動の一層の活性化のためには、市民等と行政それぞれの協働体制の整備などの環境づくりが必要となります。

(1) 課題を解決するための施策

基本的な施策については、以下7項目として、具体的な施策については、「公益活動推進アクションプラン」に規定するものです。

ア 情報の収集・発信と共有化

行政に集まった公益活動や事業者が活動を行う上で有用となる様々な情報を発信することは勿論、市民、団体等が必要な情報を積極的に収集し発信していくことが必要です。また、公益活動の理解を深めていくため個人・団体等の活動状況を広く市民に分かりやすく伝えていくことが公益活動の推進に繋がります。対等なパートナーとして協働を実現するため、市民と行政が情報を共有化するネットワーク作りを推進します

イ 人材の育成

公益活動を継続的にすすめるには、公益活動への理解を深めるとともに、活動をさらに発展させるために必要な知識や技術の習得が必要です。そのための研修会や講習会を、関係機関等との連携を図りながら積極的に行い、人材育成を図っていきます。さらに様々な知識を持つ人材が効果的に活用される仕組みとして、活動に参加したい市民と人材を必要とする団体を結び付ける仕組みづくりにも努めます。

ウ 活動資金の確保

公益活動団体が公益サービスの提供を継続するうえで、活動資金の不足が大きな課題と考えられます。行政からの補助制度については、相互提案による補助金制度や団体のニーズに合った制度を検討していきます。また、公益活動団体等の自主性、先駆性を活かせる資金の確保に、側面から支援するよう努めます。

エ 市が行う施策への市民参加の推進

市民がまちづくりを「自分事」と考え、積極的に取り組むためには、公益活動の理解を深め、公益活動団体等との連携を図りながら活動に参加できる場を拡充するとともに、市が行う施策の企画立案段階からかかわる取り組みを推進します。

オ 活動の場づくり

公益活動団体等については、活動の拠点確保が課題となっています。会議や作業の場として気軽に利用できるような工夫や支援策を検討するとともに、市有施設の有効利用などによる活動拠点について検討します。

カ 協働推進のマニュアルづくり

市民や公益活動団体等と行政が協働する上で重要なことは、より良い公益サービスを提供できるかの検証です。そのため、協働に関わる具体的な事務手順等を示した協働事業マニュアルの作成を図ります。

キ 職員意識の醸成と研修の実施

市職員の公益活動についての理解を促進するため、研修会などを通して、公益活動の実態を知る機会をつくとともに、活動への参加を促し、市民との協働意識を醸成します。

(2) 酒田市ボランティア・公益活動センター（旧名称：「酒田市公益活動支援センター」/平成 30 年度より名称変更）の設置と充実強化

平成 20 年 6 月 1 日、中町三丁目の交流ひろばに市の直営で「酒田市公益活動支援センター」を設置しました。その後、平成 25 年度からは外部へ業務を委託し、受託団体の専門性、機動力等を生かしつつ、ボランティア、公益活動団体の一体的な支援施策を行ってきました。

さらに、ボランティアと市民活動の窓口を名実ともに一本化をすることで、利用者の戸惑いを解消し、同センターの活動を一層充実させるため、平成 30 年度より名称を「酒田市ボランティア・公益活動センター」に改称し、次の機能等を充実強化するように努めます。

- ① 市民、公益活動団体、事業者、地域コミュニティ及び行政を結びつけるコーディネート機能の強化
- ② ネットワーク構築情報の受発信の推進
- ③ ボランティア・公益活動団体の登録促進とデータベースの整備
- ④ 集会、会議及び立ち寄りの場として施設の提供
- ⑤ 公益活動推進員のスキルアップ
- ⑥ 公益活動創出・支援
- ⑦ 公益活動団体及び中間支援組織の育成
- ⑧ ボランティア教育の充実
- ⑨ その他目的達成のために必要な事項

(3) 酒田市ボランティア・公益活動推進委員会の設置

広く公益活動の推進に関する事項について調査、審議及び助言を行うため、市条例施行規則第 6 条により「酒田市ボランティア・公益活動推進委員会」を設置し、委員 10 人以内をもって組織します。